

指定管理施設の利用料金の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例新  
旧対照条文

○湯河原町都市公園条例の一部改正（第1条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第27条 町長は、<u>万葉公園、湯河原海浜公園テニスコート、湯河原町総合運動公園多目的広場、湯河原町総合運動公園夜間照明施設、湯河原町総合運動公園パークゴルフ場及び湯河原町総合運動公園弓道場</u>（以下「万葉公園等」という。）の設置目的を効果的に達成するため、又は運営管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に万葉公園等の管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第29条 町長は、第27条第1項の規定により指定管理者に万葉公園等の管理を行わせる場合において、<u>適当と認めるときは、指定管理者に万葉公園等の利用に係る料金</u>（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第3に掲げる使用料に<u>0.8</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.2</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(指定管理者による管理)</p> <p>第27条 町長は、<u>万葉公園、湯河原海浜公園及び湯河原町総合運動公園</u>（以下「万葉公園等」という。）の設置目的を効果的に達成するため、又は運営管理上必要があると認めるときは、指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）に万葉公園等の管理を行わせることができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(利用料金)</p> <p>第29条 町長は、第27条第1項の規定により指定管理者に万葉公園等の管理を行わせる場合において、<u>適当と認めるときは、指定管理者に万葉公園等の利用に係る料金</u>（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第3に掲げる使用料に<u>0.5</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.5</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	

現 行	改 正 後	備 考
	<p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

## ○湯河原町駐車場条例の一部改正（第2条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(利用料金)</p> <p>第14条 町長は、第12条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる料金に0.8を乗じて得た額から当該料金に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第14条 町長は、第12条第1項の規定により指定管理者に駐車場の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に駐車場の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる料金に0.5を乗じて得た額から当該料金に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

## ○湯河原町こごめの湯条例の一部改正（第3条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(利用料金)</p> <p>第12条 町長は、第10条第1項の規定により指定管理者にこごめの湯の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にこごめの湯の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに掲げる使用料に<u>0.8</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.2</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第12条 町長は、第10条第1項の規定により指定管理者にこごめの湯の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にこごめの湯の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金の額は、別表第1から別表第3までに掲げる使用料に<u>0.5</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.5</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定める額とする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

## ○湯河原町ヘルシープラザ条例の一部改正（第4条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(利用料金)</p> <p>第14条 町長は、第12条第1項の規定により指定管理者にヘルシープラザの管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にヘルシープラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる使用料に<u>0.8</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.2</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第14条 町長は、第12条第1項の規定により指定管理者にヘルシープラザの管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にヘルシープラザの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表に掲げる使用料に<u>0.5</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.5</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>附 則 この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

## ○湯河原町民体育館条例の一部改正（第5条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(利用料金)</p> <p>第13条 町長は、第11条第1項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第1から別表第3までに掲げる使用料に<u>0.8</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.2</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p> </p> <p>5 (略)</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第13条 町長は、第11条第1項の規定により指定管理者に体育館の管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者に体育館の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として收受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第1から別表第3までに掲げる使用料に<u>0.5</u>を乗じて得た額から当該使用料に<u>1.5</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p> </p> <p>5 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

## ○湯河原町防災コミュニティセンター条例の一部改正（第6条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(指定管理者の利用料金)</p> <p>第13条 町長は、第11条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料に0.8を乗じて得た額から当該使用料に1.2を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(指定管理者の利用料金)</p> <p>第13条 町長は、第11条第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合において、適当と認めるときは、指定管理者にセンターの利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる使用料に0.5を乗じて得た額から当該使用料に1.5を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	

## ○湯河原町万葉公園周辺広場条例の一部改正（第7条関係）

現 行	改 正 後	備 考
<p>(指定管理者の利用料金)</p> <p>第16条 町長は、第14条第1項の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合において、<u>適当と認めるときは</u>、指定管理者に広場の行為の許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる金額に<u>0.8</u>を乗じて得た額から当該金額に<u>1.2</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p>	<p>(指定管理者の利用料金)</p> <p>第16条 町長は、第14条第1項の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合において、<u>適当と認めるときは</u>、指定管理者に広場の行為の許可に係る料金（以下「利用料金」という。）を当該指定管理者の収入として収受させることができる。</p> <p>2 利用料金は、別表第1及び別表第2に掲げる金額に<u>0.5</u>を乗じて得た額から当該金額に<u>1.5</u>を乗じて得た額までの範囲内の額で、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p>3 (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>附 則</p> <p>この条例は、令和8年4月1日から施行する。</p>	